

新型コロナウイルス感染症陽性患者の退院について

厚生労働省では、退院や療養を終了する際の判断基準（退院基準）を決めています。宿泊療養等の解除基準も同様です。

退院してきた方が、元通りの生活に戻れるよう、ご理解とご協力をお願いします。

【退院基準】①か②どちらかの基準を満たすもの

症状のある方	① 症状が出始めた日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
	② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認した場合
症状のない方 (無症状病原体保有者)	① 検体を採った日から10日間経過した場合
	② 検体を採った日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査陰性を確認した場合

【退院後の生活について】

退院基準を満たして退院した方の退院後の活動の制限は設けていません。（PCR検査を行わない場合も含めます）

国内外の知見によると、発熱などの症状が出てから7～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR検査等で陽性の結果が出ても、感染性は極めて低いことがわかってきたためです。

【生活の留意事項について】

別紙「新型コロナウイルス感染症で入院・入所された方へ **退院・退所後の生活について**」をご参照ください。

問合せ先 静内保健所
電話 0146-42-0251
開庁時間 平日8:45～17:30